

第52回

高知県・高知市病院企業団議会定例会会議録

令和4年11月28日開会

令和4年11月28日閉会

高知県・高知市病院企業団

高知県・高知市病院企業団議会

第52回高知県・高知市病院企業団議会定例会会議録目次

| | |
|------|---|
| 招集告示 | 1 |
| 議員席次 | 1 |

第1日（11月28日）

| | |
|------------|----|
| 出席議員 | 2 |
| 説明のため出席した者 | 2 |
| 議会事務局職員出席者 | 2 |
| 議事日程 | 3 |
| 会議録署名議員の氏名 | 4 |
| 会期の決定 | 4 |
| 議案の上程 | 4 |
| 山本企業長 | 4 |
| 質疑 | 15 |
| 採決 | 24 |

卷末掲載文書

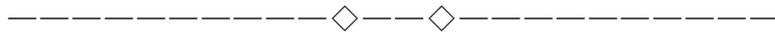
| | |
|-----------|----|
| 議案の提出について | 26 |
| 議決一覧表 | 27 |

高知県・高知市病院企業団告示第5号

第52回高知県・高知市病院企業団議会定例会を、令和4年11月28日に高知医療センターに招集する。

令和4年10月12日

高知県・高知市病院企業団企業長 山本 治



議 員 席 次

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 氏原嗣志君 | 2番 | 海治甲太郎君 |
| 3番 | 岡崎豊君 | 4番 | 加藤漠君 |
| 5番 | 近藤強君 | 6番 | 坂本茂雄君 |
| 7番 | 下村勝幸君 | 8番 | 竹村邦夫君 |
| 9番 | 中根佐知君 | 10番 | 西内隆純君 |
| 11番 | 西森雅和君 | 12番 | 野町雅樹君 |
| 13番 | 細木良君 | 14番 | 山根堂宏君 |



第52回高知県・高知市病院企業団議会定例会会議録

令和4年11月28日（月曜日） 会議第1日

出席議員

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 氏原嗣志君 | 2番 | 海治甲太郎君 |
| 3番 | 岡崎豊君 | 4番 | 加藤漠君 |
| 5番 | 近藤強君 | 6番 | 坂本茂雄君 |
| 7番 | 下村勝幸君 | 8番 | 竹村邦夫君 |
| 9番 | 中根佐知君 | 10番 | 西内隆純君 |
| 11番 | 西森雅和君 | 12番 | 野町雅樹君 |
| 13番 | 細木良君 | 14番 | 山根堂宏君 |

説明のため出席した者

| | |
|----------------|-------|
| 企業長 | 山本治君 |
| 病院長 | 小野憲昭君 |
| 副院長 | 林和俊君 |
| 副院長 | 西岡明人君 |
| 副院長 | 澁谷祐一君 |
| 統括調整監兼事務局長 | 宮村一郎君 |
| 監査委員 | 細川哲也君 |
| 医療局長 | 尾崎和秀君 |
| 看護局長 | 田鍋雅子君 |
| 薬剤局長 | 田中聡君 |
| 医療技術局長 | 横畠顕君 |
| 総合周産期母子医療センター長 | 西内律雄君 |
| 救命救急センター長 | 齋坂雄一君 |
| 事務局次長 | 山地展代君 |
| 事務局次長（議会事務局長） | 丸山貴匠君 |

議会事務局職員出席者

| | | |
|---|---|-------|
| 書 | 記 | 吉本忠邦君 |
| 書 | 記 | 井上季奈君 |

書 記 須 賀 勇 介 君
書 記 森 田 直 也 君



議事日程(第1号)

令和4年11月28日(月) 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3

議第1号 令和4年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算

議第2号 高知県・高知市病院企業団個人情報の保護に関する法律施行
条例議案

議第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行による定年延長の
制度の導入に伴う高知県・高知市病院企業団職員の定年等
に関する条例等の一部を改正する条例議案

議第4号 令和3年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計決算

報第1号 令和3年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予
算の専決処分報告



午前10時00分 開会 開議

○議長(氏原嗣志君) おそろいでございますので、ただいまより開会をさせていただきます。

ただいまから令和4年11月高知県・高知市病院企業団議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

-----◇-----◇-----

会議録署名議員の指名

○議長（氏原嗣志君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて、

3番 岡 崎 豊 議員

4番 加 藤 漠 議員

5番 近 藤 強 議員

をお願いをいたします。

-----◇-----◇-----

会期の決定

○議長（氏原嗣志君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

今期定例会の会期を本日1日としたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（氏原嗣志君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は本日1日と決しました。

御報告いたします。

企業長から地方公営企業法第26条第3項の規定に基づく予算の繰越報告がありましたので、その写しをお手元にお配りをいたしております。

-----◇-----◇-----

議案の上程（議第1号令和4年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算から報第1号令和3年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算の専決処分報告まで）

○議長（氏原嗣志君） 日程第3、議第1号令和4年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算から報第1号令和3年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算の専決処分報告まで、以上5件を議事の都合上一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

山本 治君。

○企業長（山本 治君） 本日、議員の皆様のお出席をいただき、令和4年11月高知県・高知市病院企業団議会定例会が開催されますことを厚くお礼申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、当面する課題、運営状況につきまして御報告いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症への主に第7波への対応について申し上げます。

昨年の大みそかから始まったオミクロン株による第6波は、半年で2万6,000人を超える感染者を出しながら、収束することなく、7月からは派生型BA.5への置き換わりが進み、第7波になりました。本県でも7月中旬頃から徐々に新規感染者が増加し始め、8月初旬には1日の感染者数が1,000人を超え、24日の2,027人をピークとして、8月の一月で4万人を超える爆発的な感染の広がりを見せました。10月までの4か月間の感染者数は7万3,824名で、うち224名が当院へ入院されました。

入院患者は、主に高齢者や基礎疾患を持ったハイリスクの方のほか、妊婦や小児など第6波とほぼ同じでしたが、第7波では、骨折などで手術が必要となった方もコロナに感染しており、手術のために入院される方が一定数おいでました。出産以外の陽性者への手術対応を行ったのは当院のみとなっており、今後の課題です。

また、市中の感染拡大を受けて職員や職員の家族が陽性もしくは濃厚接触者となり、自宅待機を余儀なくされるケースが多発し、過去の感染拡大時には見られなかった医療提供体制を脅かす大きなリスクとして顕在化しました。自宅待機となった職員は、8月は1日平均70人、ピーク時に約100人まで増加しました。

状況は他の医療機関でも同様であり、コロナ患者のみならず、救急患者の受入れや転院先の確保なども困難となる中、入院病床の縮小や手術、検査の制限を行い、勤務変更など職員の協力により、感染症指定医療機関、救命救急センターとしての役割を何とか果たすことができました。

10月は一旦落ち着いたように見えてましたが、今月中旬より全国では1日当たりの感染者数が10万人を超える日もあり、第8波の足音は本県にも確実に近づいています。高知医療センターとしての役割を引き続き果たしていけるよう、最悪の事態を想定し、これまでの経験を生かして準備を進めてまいりたいと思います。

次に、経営状況について申し上げます。

令和4年度の10月までの入院患者数は延べ8万7,635人で、1日平均410人、稼働額での1人当たりの入院診療平均単価は9万1,795円となり、入院収益は前年同時期と比べ約105.5%、4億2,200万円余り増加しています。また、外来患者数は延べ10万7,917人で、1日平均755人、1人当たりの外来診療平均単価は2万5,610円で、外来収益は前年同時期と比べ約107.8%、2億円余り増加しています。

特にコロナの感染状況が落ち着いていた5月、6月、10月は、入院患者数や手術件数が順調に伸びたことで、それぞれ単月で前年度比1億円以上の医業収益増加となるなど、昨年度に実施した3階の病棟再編や、経営計画に基づいたこれまでの取組が、増収という結果として実りつつあります。

今後の感染状況の推移によっては、入院予定や手術の制限の実施が必要な場面も想定され、収益への影響は避けられませんが、国の交付金を活用した空床補償は、10月から制度の見直しが行われた上で、少なくとも年度内は継続される見込みですので、収支は引き続き

き安定するものと考えています。

次に、職員の処遇改善について申し上げます。

地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員の処遇を改善するための措置として、本年10月から診療報酬において看護職員処遇改善評価料が新設されました。看護職員等の処遇改善につきましては、当院では本年2月から9月まで、国の交付金を活用した高知県看護職員等処遇改善事業交付金等を財源として、看護師のほか薬剤師やコメディカル職員を含め、1%程度の処遇改善を行ってきましたので、本年10月からは同様の考え方で、看護職員処遇改善評価料を基に3%程度の処遇改善を行うこととしました。

また、本年度、高知県人事委員会においては、3年ぶりに月例給、ボーナスともに引き上げる勧告がなされ、高知県においては、勧告に沿った改定が予定されています。当企業団の給与については、高知県に準じた改定を基本としていますので、県と同様の改定を実施したいと考えています。

それでは、今回提案しました議案について御説明します。

第1号議案は、令和4年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算です。

原油やLNG価格の高騰、為替の円安などにより、電気、ガス料金が前年度と比して高騰しており、さらに下半期は平年より低気温が予想され、使用量についても増加が見込まれるため、支出の増額をお諮りするものです。

第2号議案は、高知県・高知市病院企業団個人情報保護に関する法律施行条例の制定議案で、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による個人情報保護に関する法律の一部改正等を考慮し、同法を施行するため必要な事項を定めるものです。

第3号議案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴い、高知県・高知市病院企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正するほか、関係条例について規定の整備を行うものです。

第4号議案は、令和3年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計決算について、地方公営企業法第30条の規定に基づき認定をお願いするものです。

令和3年度は、事業収益が251億9,800万円余り、事業費用が233億6,300万円余りで、純損益は18億3,500万円余りの黒字となっています。

最後は報告議案です。

報第1号議案は、令和3年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算についての専決処分報告です。

これは、抗がん剤使用の増加等に伴い、診療に必要な医薬品、診療材料などの棚卸資産の購入限度額について、予算の不足が生じたことに伴い、所要の補正を専決処分で行いましたので、御報告し、承認をお願いするものです。

なお、議案の詳細につきましては、後ほど統括調整監から説明いたします。

議員の皆様におかれましては、何とぞ御審議の上、適切な議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（氏原嗣志君） 統括調整監宮村一郎君。

○統括調整監兼事務局長（宮村一郎君） それでは、私のほうから議案及び報告について説明をさせていただきます。

御審議いただきます議案につきましては、お配りしております資料の右上に枠囲みで資料1と書いた令和4年11月高知県・高知市病院企業団議会定例会議案の概要説明、それとカラー刷りの個人情報保護条例の資料、この2つを用いて説明をさせていただきます。

今議会でお諮りしています項目は、先ほど企業長のほうからも説明がありましたが、議第1号から議第4号までの議案4件と報第1号の報告1件でございます。

めくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

議第1号は、令和4年度企業団病院事業会計補正予算でございます。

補正の内容でございますが、予算第3条に定める収益的支出のうち、医業費用の経費について、光熱水費予算を1億9,700万円増額するものでございます。

増額補正の理由でございますが、当院の施設、設備につきましては、電気は四国電力、ガスは四国ガスと契約を結び稼働をしておりますが、ウクライナ侵攻など世界情勢の変動による原油高や円安、またコロナ禍での物流の停滞などによりまして、電気料金及びガス料金の積算項目のうち、原油や天然ガスなどの価格によって変動する燃料費調整単価が電気、ガスとも当初予算で見込んだ額から大幅に上昇をしております。今後もこの燃料費調整単価の上昇は続くものと考えられ、加えてこの冬はラニーニャ現象により気温が低くなることが気象庁より予測されておりますので、光熱費の予算が年間で不足することが見込まれることから、今回電気料金は約1億500万円、ガス料金は約9,200万円、合わせて1億9,700万円の増額補正をお諮りするものでございます。

なお、燃料費調整単価は、電気は毎月、ガスは3か月ごとに見直しがされておりました、電気につきましては直近の11月の燃料費調整単価は本年4月から約4.5倍、ガスのほうの11月の燃料費調整単価は4月から約35倍に増加しておりまして、この増加の推移から電気、ガスとも年度末の3月までの見込みを立て今回の補正額を算出いたしました。

第1号議案の説明は以上でございます。

続きまして、第2号議案を説明いたします。

高知県・高知市病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例議案についてA4横のカラー刷りの資料を御覧ください。

本条例議案につきましては、まず左側に記載しております1の個人情報の保護に関する法律令和3年改正の趣旨について、背景と法改正内容を御説明いたします。

社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通との両立の要請により、全

ての団体で一定の個人情報保護の水準を満たす必要があるということで、いわゆるデジタル社会形成整備法が令和3年に施行されたことに基づき、個人情報の保護に関する法律が同じく令和3年に一部改正となりました。

法改正の内容でございますが、左下の図にございますように、現行は国の行政機関、独立行政法人、民間事業者、地方自治体などで個人情報保護制度は所管も法令も異なっておりましたが、新たな法律の下、一元化され、個人情報保護委員会の所管の下、全国的な共通ルール、法律により個人情報保護が運用されることとなりました。

なお、見直し後のところに、赤枠の吹き出しと丸印をしておりますが、医療分野また学術分野におきましては官民間のルールが異なることでデータの利活用に支障が生じていることから、これらを是正することを目的として、国立病院あるいは公立病院は個人情報の取扱いなどにおいて民間と同等の規律を適用するなどの見直しが法で規定されました。この点が行政機関である高知県などとの施行条例と異なっている点でございます。

右の2、新条例で定める内容でございますが、新条例の概要といたしましては、これまでの高知県・高知市病院企業団個人情報保護条例を廃止し、新たに高知県・高知市病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例を制定し、法で委任された内容を規定するもので、一部を除きまして高知県の個人情報の保護に関する法律施行条例の規定を準用するものでございます。

当企業団として独自に規定する内容としましては、3つ目の黒い矢印に記載しておりますが、個人情報の保護、適正な取扱いを確保するために設置する個人情報保護審査会に関する規定になります。

資料の2枚目を御覧ください。

高知県の施行条例と当企業団の条例を対比させた抜粋をしてお示しをしております。

先ほど申しましたように、当院を含む国公立病院は個人情報の取扱いなどにおいて民間部門の規律が適用されるため、公的部門の規律に関する記述がある、右のほうですが、高知県の施行条例第9条に規定されております高知県個人情報保護審議会に関する条文については当企業団は準用を行わず、企業団の条例では第2条に民間部門の規律を用いて再構成して規定しております。高知県の施行条例との違いにつきましては、第2項の個人情報保護審査会へ諮問する場合の規定でございますが、諮問する場合の根拠となる法律の条項が、高知県の施行条例は公的部門の規律に基づいた条項になっているものに対し、当企業団の施行条例は民間部門の規律に基づいた条項となっております。

資料の1枚目に戻っていただきまして、右側の中段からになります。当企業団が準用する高知県の施行条例の概要をお示ししております。

今回の法律では、地方公共団体は法律の範囲内で必要最小限の独自の保護措置が可能と規定されておりますので、この規定に沿って高知県でも独自で条例で不開示としない情報や開示に関わる費用負担などを定めております。

主な内容といたしましては、5項目ほどございまして、1つ目は不開示情報としない情報の規定でございます。保有個人情報の開示請求があったときに開示する公文書に含まれる情報として、高知県の情報公開条例において開示することとなっている国家公務員や地方公務員などの氏名を加えること、また2つ目は開示請求があった日から15日以内に開示決定などを行うこと、3つ目は事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合の開示決定期限の特例を設けること、4つ目は開示請求する場合の費用負担について、5つ目は行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額を定めることなどでございます。当企業団は、これら県の規定を準用することとしております。

第2号議案についての説明は以上でございます。2枚めくっていただきまして、4ページをお願いいたします。

議第3号は、令和5年度から地方公務員の定年延長制度が導入されることとなっております。法整備として地方公務員法の一部を改正する法律の施行によって地方公務員法の一部が改正されましたので、当企業団の関連する条例の一部改正や規定の整備を行うものでございます。

4ページからの新旧対照表で説明いたします。

まず、1つ目の表の企業団職員の定年等に関する条例では、新というところのアンダーラインの部分、第22条の4第1項から3行目の中ほど、第28条の5までになりますが、今回の定年延長制度により新たに設けられました定年前再任用短時間勤務職員の任用、また再任用短時間勤務職員の任用、それと役職定年制による降任等に関する条文の規定を追加するとともに、右の旧の表のアンダーラインの部分、これは定年による退職に係る条文でございますが、第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3に条ずれが生じたので、左の新の表のアンダーラインの第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7に改正するものでございます。

その下の新旧対照表の企業団職員の定数条例から、1枚めくっていただきまして、6ページの上の表に記載しております企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例までは、それぞれ右の旧のほうにアンダーラインを引いておりますが、再任用短時間職員の任用に関する条文でございますが、第28条の5第1項に条ずれが生じたので、新のほうの表のアンダーライン、第22条の4第1項に改正するものでございます。

6ページの下の方でございますが、企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例につきましては、定年延長制度導入に伴いまして給料が7割に措置されることから、減給の効果の対象となる給料について、その発令の日に受ける給料と明示するとともに、定年延長前に減給処分を受けた場合、定年延長後は給料から減ぜられる額の上限を定年延長後の7割となった額の5分の1に定めるものでございます。

議第3号の説明は以上となります。

続きまして、7ページをお願いいたします。

議第4号令和3年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計決算でございます。

令和3年度決算につきましては、企業団監査委員お二人に審査いただき、その審査意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

8ページをお願いします。

本業である診療など病院運営に係る収益的収支、いわゆる3条収支の状況でございますが、これは消費税抜きの金額でお示しをしております。

まず、左側上段の表、収益的収入でございますが、令和3年度事業収益の総額は、丸囲みをしておりますが、251億9,856万2,000円となっております。その右の欄に前年度の2年度決算との差引きをお示ししておりますが、1,832万円の減となっております。

本業の診療実績でございます。1の医業収益は総額で180億7,373万円、2年度から9億3,000万円余りの増加となっております。内訳としましては、入院収益が131億7,842万円余りで、2年度からは6億8,125万円余り増加し、2の外来収益については、43億4,409万円余りで、2年度から2億6,415万円の増加、その下のその他の医業収益は5億5,121万円で、2年度から1,531万円ほど減少をしております。

医業収益の増加の主な要因を右側の吹き出しにお示しをしております。コロナ禍の状況が続いてる中でも、入院、外来とも2年度から患者数が回復したことに加え、高度な治療の提供により1人当たりの入院単価が、8万8,345円ということで、令和2年度から2,900円ほど増加したことも増加の一因というふうに考えております。

次に、医業外収益でございますが、合計で70億2,959万円余りで、2年度からは5億5,538万円余りの減となっております。減少した要因としましては、医業外収益の2の補助金の欄に記載しておりますが、県からの新型コロナウイルス感染症関連補助金が2年度からは3億2,898万円余り減少したものでございます。

次に4の長期前受金戻入でございます。総額で11億1,174万円余りで、こちらも令和2年度から2億8,700万円余り減少しておりますが、理由としましては、過去に長期前受金を受けて取得しました資産の一部で減価償却が完了したことによってこの長期前受金戻入も減少したことが、今回の減の理由でございます。

そして、一番最後の3、特別利益でございますが、令和2年度から3億9,300万円余り減少をしております。この主な要因も、右の吹き出しの3つ目に書いておりますが、令和2年度にはコロナ対応に従事する職員に1人当たり20万円の慰労金支出に対し、国を通じて交付金の収入がありましたが、令和3年度はそのような特別な事情がなかったことが減となったものです。

続きまして、下の表の収益的支出でございますが、令和3年度事業費総額は、233億6,300万5,000円になっており、令和2年度からは10億4,781万円の減となっております。減少となった主な要因は、患者数や手術件数が増加したことで、薬品、診療材料とも使用量が増え、医業費用のうち2の材料費が、2年度からは3億762万円余り増加しました。

患者数や手術件数が2年度から増加したことで、薬品、診療材料とも使用量が増え、2年度からは3億762万円余り増加しました。

また一方で、4の減価償却費が、開院当時に取得した電気設備や給排水設備の償却が終了したことで約4億円減少し、減価償却費全体では2年度から5億1,683万円余りの減となっております。

さらに、表の下の2つ目にある3の特別損失については、2年度に比べまして減少しております。その要因は令和2年度に、将来の本館あるいは職員宿舎の塗装、防水工事などの大規模修繕に備えまして、開院から元年度までの15年間分の修繕費を特別修繕引当金として6億1,500万円余り計上したことで、コロナ対応に従事した職員等への慰労金として3億4,280万円を支給しましたが、令和3年度はそのような特別な支出がなかったこともあり、9億4,337万円余り減少したことが、費用の減少の主な要因でございます。

次に、表の右の上総計の表でございます。純損益、いわゆる赤字、黒字と言われるものでございますが、令和3年度は18億3,555万7,000円の黒字となっており、次に経常収支、これは特別利益や特別損失を除いた経常的な収支となりますが、18億5,352万3,000円の黒字となっております。資金収支につきましても、16億9,366万8,000円のプラスとなっております。3年度に引き続きまして、4年度においてもコロナ感染の中で医療現場は厳しい環境ではございますが、そうした中でも3年度から5か年の計画期間でスタートしました経営計画でも掲げました重点的な施策に取り組み、新たな入院患者を増やし、収益の増加と費用の縮減を図ることで、経営の安定化に取り組んでおります。

次に、9ページをお願いいたします。

上の表の資本的収支、いわゆる4条収支予算の決算状況でございます。施設や設備、医療機器の整備、または起債の償還、県、市からの負担金の状況などがございます。

令和3年度の資本的収入の総額は、上の表の丸囲みをしておりますとおり、21億8,090万2,000円で、内訳としましては、1、企業債が6億120万円、これは医療機器の整備、それから施設整備などで起債を発行したものでございます。2の負担金15億7,184万円余りは、起債の償還額に対しまして構成団体である高知県、高知市から一定の割合を頂く負担金でございます。

下の表、資本的支出ですが、総額では32億1,989万4,000円でございます。内訳は、1、建設改良費が5億6,013万円余りの金額で、主な内容につきましては右の吹き出しに記載しております。1の医療機器整備費3億2,000万円余りは、血管撮影用エックス線装置システムや4K外科手術用内視鏡システム一式などの経費でございます。2の資産購入費3,729万円は、全自動炊飯器の更新や、昨年10月に3階の重症用の病棟について再編を行った際に必要となったシステム改修などがございます。3の施設整備費2億279万円余りは、主なものとして自動火災報知設備の更新やLED照明器具の更新などの費用でございます。

左の表に戻っていただきまして、2の企業債等元金償還金は、3年度の起債の元金償還26億5,976万円余りで、令和2年度から3億円余り増加となっておりますが、これは統合情報システム整備費の償還が令和3年度から始まったことが主な要因でございます。

これら収入と支出を差し引きますとマイナスになりますが、表の下の2つ目の米印に記載しておりますように、不足額10億3,899万円余りはこれまでの内部留保資金などで補填を行いました。

続きまして、下の表の資金収支の状況でございます。

2年度末時点で、一番下の6の左の丸囲みをしている部分、内部留保資金につきましては46億2,764万円余りでございました。3年度は純損益で18億3,555万円余りの黒字となり、右の現金を伴わない収支の合計と先ほど申しました資本的収支の不足額を合計しますと、資金収支は16億9,366万円余りのプラスとなりまして、3年度末の内部留保資金は63億2,130万9,000円に増加した結果となっております。

令和3年度の決算の状況の説明は以上でございます。

次の10ページからは、当院の経営分析の資料として、経営に係る分析指標①から⑦までの7項目の推移と、10ページの下2つ目の米印に記載しておりますが、全国公立病院のうち同規模と考えられる病床数500以上の病院の平均値との比較についてお示しをしたものでございます。

なお、これについてはさらにほかの分析内容がないかと検討いたしましたが、今年度も昨年度と同様の分析の結果をお示しをさせていただいております。

なお、全国の平均につきましては、令和3年度の数値はまだ公表されておられませんので、未公表とさせていただきます。

11ページをお願いいたします。

①経常収支比率でございますが、医業費用、医業外費用に対する医業収益、医業外収益の割合で収益の状況を表す指標でございます。収支が黒字の場合は100%以上となり、赤字であれば100%未満となります。これまで平成30年度、令和元年度と2期連続赤字で100を切った数値でございましたが、令和2年度からは黒字で100を超え、3年度も黒字で比率はさらに増加し、108%となっております。

次に、12ページでございますが、病院の本業である医業活動から生じる医業費用に対する医業収益の割合を示す医業収支比率でございます。当院は類似の病院平均を下回っている状況が続いておりまして、また2年度はコロナ感染の影響により医業収益が大幅に減少したことから大きく落ち込みましたが、3年度は当院は医業収益が増加し、比率のほうは改善した数値となっております。

めくっていただきまして、13ページをお願いいたします。

病院の施設が有効に活用されているか判断する指標として、一般病床の利用率でございます。当院は、コロナ発生前の令和元年度までは80%程度で推移をしておりましたが、コ

コロナ発生後の令和2年度は延べの入院患者数が大きく減少したことから比率は低下し、令和3年度は患者数は僅かに増加しましたが、まだまだコロナ発生前の令和元年度までの患者数までは戻ってない状況で、比率のほうは低い結果となっています。

次の14ページ下のほうでございますが、入院患者1人1日当たりの平均単価でございます。当院は、延べの入院患者数は減少しているものの、専門的で高度な医療を提供していることもあり、単価は類似施設の平均を大きく上回った状況というふうになっております。

めくっていただきまして、15ページをお願いいたします。

こちらは外来患者1人1日当たりの収益についてでございますが、入院と同じく、外来も延べの患者数はコロナ前の人数と比べますと減少はしているものの、単価の高い抗がん剤の使用などにより収益は増加傾向で、類似施設の平均も上回った状況となっております。

次の16ページは、医業収益の中で職員給与費が占める割合を示すもので、当院は平成29年度以降50%を超え、類似平均の比較でも上回った状況となっております。コロナ発生後の令和2年度に、分母となる医業収益が大きく落ち込んだことから、比率は大きく上昇し、令和3年度は医業収益は増加しましたが、まだまだコロナ前までの比率からは高い状況となっております。

最後に、17ページをお願いいたします。

医業収益に対して診療で使う材料費が占める割合でございます。当院は、高度な医療の提供を行っていることで、類似施設平均より1ポイントから3ポイントほど高い30%前後で推移をしております。単価の高い抗がん剤の使用が増えていることから、比率は少し上昇傾向という状況となっております。

決算議案についての説明は以上でございます。

次に、18ページは、補正予算の専決処分でございます。

めくっていただきまして、19ページをお願いいたします。

報第1号令和3年度企業団病院事業会計補正予算の専決処分の報告でございます。

令和3年度の当初予算では薬品や診療材料などの棚卸資産購入限度額を63億8,235万8,000円としておりましたが、当初の見込みより診療実績が上がり、薬品や診療材料の使用量が増え、特に抗がん剤の使用なども増加したことから、令和4年3月15日に1,400万円の増額をする補正の専決処分を行いましたので、承認を求めるものでございます。

以上でお諮りする議案、報告の説明は以上となりまして、お配りしております資料の右肩に①と書いた補正予算の議案と説明書、それから②-1、②-2の条例その他議案の説明書、それから③-1、2、3の決算議案とその説明書につきましては、この議案概要で御説明をさせていただきましたので、資料の説明は省略をさせていただきます、右上に③-4と記載しております令和3年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計決算審査意

見書についてご説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、最初のページでございますが、お二人の監査委員が令和3年度決算の審査をされ、意見書を提出いただいたところでございます。

2枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。

第3、審査の結果がございます。中段あたりでございます。

1の決算諸表についてにつきましては、地方公営企業法及び関係法令に準拠し、かつ会計原則に基づき作成され、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事業もその目的に沿って運営されている。また、決算計数は、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められたとの御意見をいただいております。

次に、その下の2、経営状況についてですが、(1)の事業の概況から3ページの(2)予算及び決算の状況、同じ3ページの中ほど(3)経営の実績、めくっていただきまして、5ページの(4)財政状態のそれぞれの決算の数値などを監査委員のほうに御確認いただき、それらを踏まえまして、8ページにおいて審査意見をいただいております。

8ページをお願いいたします。

8ページは、3、審査意見でございます。

経営状況について意見をいただいております。要点のところだけを説明をさせていただきます。

まず、1段落目の医業損益が37億1,756万円の赤字となったが、前年度に比べ10億8,731万円赤字が減少し、2段落目のところでございますが、主な要因として、コロナ禍状況が続く中でも高知医療センター経営計画に基づく経営改善に努め、入院収益、外来収益とも増収となったこと、次の3段落目でございますが、医業外収益が前年度に比べ5億5,539万円減となったことが県のコロナ感染症対策事業費補助金などの減や長期前受金戻入の減によるものであること、次の4段落目、それと次の5段落目を合わせてですが、この結果、経常損益は18億5,352万円の黒字で、前年度から4億7,914万円増加し、純損益は18億3,556万円の黒字で、前年度に比べ10億2,949万円増加となり、累積欠損金は83億4,712万円となったことを踏まえまして、最後の3行でございます。医療センターにおいては、引き続き本県の地域医療を担う中核病院としての役割を十分果たされるとともに、経営計画に基づく収支の改善、職員配置の最適化、より競争性の発揮される購入方法を重ねるなど、費用節減に向けた不断の努力を求めるとの御意見となっております。

最後になりますが、右上に③-5と書いた資料、令和3年度高知県・高知市病院企業団資金不足比率審査意見書について説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、1枚目でございますが、令和3年度決算に基づく資金不足比率の審査についてお二人の監査委員に審査を行っていただき、下の第3、審査の結果のところでございますが、審査に付された資金不足比率とこれの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。資金不足比率は次のとお

りで、経営健全化基準を下回っている。今後も経営計画に基づく取組を着実に進め、健全な経営に努められたいとの審査結果となっております。

めくっていただきまして、その裏でございますが、第4、審査の概要でございます。

決算に基づき、基礎となる数値により資金不足比率について審査をいただきましたが、資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されないとの結果となっております。

以上、長くなりましたが、議案の説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（氏原嗣志君） ありがとうございます。

これより質疑並びに一般質問を行います。一般質問の通告はございません。

質疑はございませんか。

細木 良議員。

○13番（細木 良君） 細木です。

高知県・高知市病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例議案についてお尋ねします。

私どもは、憲法13条の個人の尊重、自己情報のコントロール権、情報の自己決定権など、個人の権利を保障するルールづくりが今さらに求められていると思っています。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律ということで今回このような改正がされたと思いますが、個人情報データが第三者に提供可能となったということで、個人情報の保護としては後退してのではないかというふうに感じています。新たな治療とか医療技術の開発、新薬など国民への還元はメリットということも反面あるので、そういうのは否定はしませんが、このいわゆるオプトアウト、患者さんの承認がなくても個人情報が提供されるということだと思ふんですけど、当院でのオプトアウトの現状、丁寧な説明を書面等でやられてるのか、患者さんが納得をされているかというような、現状について教えてください。

○議長（氏原嗣志君） 山本企業長。

○企業長（山本 治君） 文章でホームページにも出してますし、院内の掲示もしてます。患者さんにはそこは説明をした上で運用しております。

なお、私どもが扱う個人情報は、今おっしゃっていただいたように、医療情報ですので、極めて個人情報の中でも重要な情報です。外部に出すときには一件一件全てチェックをかけて、個人情報は入っていないことを確認しておりますが、その辺についてはなお一層徹底してやっていきたいというふうに思っております。

○議長（氏原嗣志君） 細木 良議員。

○13番（細木 良君） この匿名加工を事業者に委託をしていますか。

○議長（氏原嗣志君） 山本企業長。

○企業長（山本 治君） それはないです、現状は。

○13番（細木 良君）

業者に委託はしていないとの事ですが、今後もしっかりプライバシーが守られるようにして欲しいと思います。

○議長（氏原嗣志君） 中根議員。

○9番（中根佐知君） どうも御苦労さまです。

関連してこの個人情報の問題をお聞きしたいのですが、国もデジタル化にスピードアップして取り組まれ、個人情報関係の法律がどんどん変わってきました。そのスピードがあまり速く、しかもそれを全部門に広げるものですから、本当に個人情報保護という保護されるべき部分が追いついていくんだらうかという危惧があります。特に病院企業団というのは最大の個人情報を把握しているところで、その公的なところが把握をしている情報について、情報を欲しいというところがお金を払って、マスキングをして、それで情報を出していくという、こういう流れがどんどん入ってきてるわけですね。病院としてこれを本当に的確に運用する、そういう努力というのは相当なものだと思います。そんな中でこの条例の議案が出てきているというのは、とても私たち自身が個人情報保護の激変に追いついていかないような気がします、病院としての捉え方はどうなんでしょうか。

○議長（氏原嗣志君） 山本企業長。

○企業長（山本 治君） 法が変わって、それに地方公共団体である病院企業団としても対応していくってということで今回条例の改正を出させていただいてます。ただその一方で、匿名加工情報の関係は、県は義務ですが、市町村も私どもも義務でもないわけで、今のところ一気にそこまで踏み込んでいこうことは当然考えておりません。私どもが扱う個人情報の重要性というのは職員皆十分理解をしておりますので、そこは今までも丁寧にやってきましたし、この制度が変わったからといって根本が変わるところはないと思ってます。ですので、基本的には同じ形になるかと思えます。ただ、今回の改正で個人ファイル簿の作成とか義務づけられたものについては当然やっていきますが、これもあくまでも項目だけであって、内容を出すわけでもありません。それから私どもが個人情報を扱って出すときは学会発表、研究とかそういう医療の進歩という部分ではどうしても必要となりますので、これまでどおり個人情報を出さないよう一件一件審査してマスキングも引き続きやっていきます。

○議長（氏原嗣志君） 中根議員。

○9番（中根佐知君） 今回はそういう努力をしてきたことをがらっと変えていく方向を国が打ち出して、例えば匿名加工の情報についても、手数料とかいうのがこの新しい条例の中にありますよね。この手数料というのはどういう意味ですか。

○議長（氏原嗣志君） 山本企業長。

○企業長（山本 治君） 当然加工には経費がかかりますので、実費はしっかり頂かない

と駄目だっていう前提だと思っております。

○議長（氏原嗣志君） 中根議員。

○9番（中根佐知君） 今はそういう非開示の中身とか、それから加工情報の出し方とかというのはこれまでに準じて考えてるからそうだと思うんですけど、加工することを、先ほどの話にもありましたが、外に出すという考え方はないですか。

○議長（氏原嗣志君） 山本企業長。

○企業長（山本 治君） 外注という意味でしょうか。

○9番（中根佐知君） はい。

○企業長（山本 治君） 今は全部院内でやってます。

○議長（氏原嗣志君） 中根議員。

○9番（中根佐知君） それは今後もずっと準拠されるという、そういう条例的にはどこにそういうのが書かれてるんですか。

○議長（氏原嗣志君） 山本企業長。

○企業長（山本 治君） 条例はあくまでも国の法の改正に基づいての改正です。情報の加工を院内でやるかどうかというのは、条例事項ではないので、条例には書いていません。ただ、今はやってないと言いましたが、場合によって、今具体があるわけではありませんが、国なりがこういう医療情報を高度医療の病院全体が国立病院とかも含めてやるという方針として決まった場合は、処理量によっては全く外注しないかと言われれば、絶対しないとは言いきれません。ただ、今の個人情報の取扱いのやり方では、中でしっかり一つ一つマスキングもチェックもしていますので、そこを変えるつもりはありません。ただ、今言ったように、制度の大きい流れの中で、大量の加工情報を出すべきと言われたときに、院内ですべてできるかというのは、また別の話だろうとは思いますが。

○議長（氏原嗣志君） 中根議員。

○9番（中根佐知君） デジタル強化ということで、これまでになかったことをトライする、そういういろんな新たな形がこれから生まれてくると思うんですよね。そういう意味では、みんなが共通認識に本当に立ててるんだらうかという心配もありまして、これまでやってきた中身を企業団として遵守していく部分も、新たに何か附帯事項でもつけるとか、そういうことでもないと、本当に個人情報のが的確に守られていくのかという心配があります。病院企業団だけじゃなくて、県議会の中でも私たちは大変心配な思いを発信させてもらいましたが、ちょっとこの条例議案については心配だなという思いを拭えないでおります。

○議長（氏原嗣志君） 御意見ということでよいですか。

○9番（中根佐知君） はい。

○議長（氏原嗣志君） ほかにございませんか。

坂本議員。

○6番（坂本茂雄君） 1つは、補正予算の関係で、光熱水費の増額についてですが、民間の医療機関向けには県が9月補正で物価高騰緊急対策給付金があるようですが、病院企業団ではそういう意味での収入的な措置もないんですか。

○議長（氏原嗣志君） 山本企業長。

○企業長（山本 治君） 特にありません。

○議長（氏原嗣志君） 坂本議員。

○6番（坂本茂雄君） そういう意味では厳しい状況だと思いますけど、今後こういったことが続くようであれば何らかの措置が国の方でもされないとともにさらに経営を圧迫するようなことになるかと思えます。そういったところも、我々も県議会の場を通じてとかということになるかと思えますけども、企業団としてもそういう声は情報発信をされたらどうかというふうに思います。

○議長（氏原嗣志君） 山本企業長。

○企業長（山本 治君） おっしゃっていただくように、県の補助制度といっても、仮にいただけたとしても上限700万円なんで、今回の補正額は億の単位ですので、うちとしては700万円でどうこうというレベルではないと思ってます。診療報酬そのもので対応していただかないことには病院の経営は打撃を受けたままになりますので、現在、自治体病院で組織する団体、自治体病院の開設者協議会であるとか、それから全国知事会とか市長会などで診療報酬の臨時的な見直しを早急にしてくださいという要望も出させていただいています。この状況がそのままだと本当に頑張っても光熱水費で何億円も増え、全然診療報酬にも反映されないのではかなり厳しいと思えますので、そういった要望も引き続き行っていきたいと思っております。

○議長（氏原嗣志君） 坂本議員。

○6番（坂本茂雄君） もう一つ、定年制の関係で、制度としてはこういう形になるのですが、それを受けてこれから実際医療従事者の方たちの年齢が上がっていく中での勤務体制については、今、再任用という形で来られてる方の勤務状況を踏まえて今後どういうふうにしていくのかというような検討はされているのでしょうか。

○議長（氏原嗣志君） 山本企業長。

○企業長（山本 治君） 1年3か月後には実際の施行となりますので、まず年度内には職員の皆さんに制度がこう変わりますという説明をしっかりとさせていただく必要がありますし、給料が7割になるということや短時間の再任用についての説明などを行い、職員からどのような要望が出てくるか。それと、管理職等の定年をどうするのか、どの範囲で、基本的には管理職手当の支給者ってということになるかと思えますけれども、そこをベースに、実際に病院の運営を考えたときに本当にそれがいいのかを議論する必要もあります。採用計画についても、2年に1回しか退職がないけれども、採用は当然毎年していかなきゃいけませんので、そこをどういう形で行っていくのかっていうようなことも当然検

討しております。

○議長（氏原嗣志君） 坂本議員。

○6番（坂本茂雄君） 職員には十分丁寧な説明をしていただいて、その中で職員のほうからどういう要望が出てくるのかとかを含めて話を十分していただきたいということと、併せて、実は先ほど言われました経営分析指標の中で、職員給与費対医業収益比率のところ、ここで適切な職員配置等に取り組んでいくと言ってます、一方で決算審査意見のほうは職員配置の最適化という言い方をしてるんです。最適化と適切な職員配置と、これはどういうふうに捉えてるんでしょう。

○議長（氏原嗣志君） 山本企業長。

○企業長（山本 治君） 意味は一緒だと思ってます。

○議長（氏原嗣志君） 坂本議員。

○6番（坂本茂雄君） そういう中で、結局今回コロナ禍での看護職員などをはじめとして相当苛酷な従事状況があらうかと思えます。とりわけ企業団の職員の皆さんは通常の県民とは違った、行動自粛とは言えないような行動制限がある中で、相当ストレスがたまったり大変な状況がある中での今の勤務実態、しかも病棟によって自宅待機や、あるいは感染したりして勤務体制を見直さなければならない、そこへ応援に行かなければならないとか、そういう状況がある中で、なかなか対医業収益比率だけでは見えない勤務実態があらうかと思えます。それに対応する十分な人員確保をしていただきたいというふうに思いますが、その辺についてどうでしょう。

○議長（氏原嗣志君） 山本企業長。

○企業長（山本 治君） 今おっしゃっていただいたように、職員の方には本当に頑張らせていただいております。ですので、この数字だけをもって職員の数を減らしていこうことは、当然考えてません。ただ、先ほど最適なのか適切なのかという話がありましたが、過大に職員を配置するということはできませんので、そういう意味で最適かどうかは考えませんが、コロナの対応をしている今の状況の中で余裕のない状態でよいかと言われるとそうではありませんので、一定職員が必要な休暇、休息も取れるように考えなければいけません。その辺も考えた上での最適という形を取っていきたいと思えます。

○議長（氏原嗣志君） ほかにございませんか。

中根議員。

○9番（中根佐知君） 私も、本当に複雑な運営をさらに病院が窮しなければならないような状況になるんだなという、そういう心配と、実際に医療分野の方ではないが、定年後に7割の給与で仕事をしてボーナスもがくと減った方たちは、ある意味使命感でやってくれるけれども、本当に大変だという話も随分と聞こえてきています。そんな中で65歳まで、いろんな選択肢をとることなんだろうけれども、運営をする頭脳の部分と、それから現場の部分とは相当意思疎通を図っていかないと、病院そのものがうまく循環できないよ

うになるんじゃないかと危惧しています。本当に大変な時代なんだけれども、しっかり考えて意思疎通を図りながらやっていただきたいという思いと、もう一つは、先ほど2年に1回の採用についてというお話がありましたけれども、新たな人たちが年数を積み重ねていく採用部門に支障があったら駄目だなと思います。先ほどたくさんの人をただ雇えばいいというわけではない、けれども人は要するというお話で、大変難しいかじ取りを採用でも取らなければならないと思うのですが、採用人数はただただ絞らないで適正にという、その適正にという部分で何かお考えがあったらお示しいただきたいです。

○議長（氏原嗣志君） 山本企業長。

○企業長（山本 治君） 採用は、毎年当然行います。

2年に1回にはできないんでっていうふうに御説明をしました。

要は、2年後に100人辞めます、じゃあ2年後に100人採りますかじゃなくて、当然50人、50人採れば一時的に50人は多くなるわけですね。でも、それは当然必要なことなんで、毎年採用していくということが必要ですので、今私は例示として50、50と言いましたが、これは50、50になるかどうかは、そこまで決定してるわけではないですけど、毎年採用はしていくということは、間違いありません。

○議長（氏原嗣志君） 中根議員。

○9番（中根佐知君） 採用に支障がないような運営をお願いしたいと思います。

○議長（氏原嗣志君） ほかにございませんか。

加藤議員。

○4番（加藤 漠君） 御説明ありがとうございます。

議案に対する直接の質疑というよりも少し一般質問に近いのかもしれませんが、物価高で電気、ガスの料金が上がって非常に御苦労されてるということで、補正も出てきておりますが、もう一つ心配なのは食料費ですね。給食なんか非常に影響を受けてるんじゃないかなというふうに心配をしております。委託をされてると思いますので、そのあたりは意見交換をされながら御対応していくことになろうかと思っておりますけれども、小麦も油も牛乳もお肉も本当に軒並み高騰している中で、非常に現場も食材とかレシピとか御苦労も多いのではないかと思いますけど、そのあたりは今どのような状況でしょうか。

○議長（氏原嗣志君） 山本企業長。

○企業長（山本 治君） 今おっしゃっていただいたように、全てが上がってきてますので、食事関係もかなり経費がアップしてきていると思います。各委託の業者の方からは状況を聞き必要に応じた見直しも必要だろうと思っています。ただ、今のところ給食関係については何とか頑張っていけるレベルとお聞きしているのですが、まだまだ値上げが続く状況ですし、今後人件費がどうなっていくかとかということもありますので、それについては各委託業者さんと話し合いをして、必要なところは見直しをすることは必要だろうと思っています。

○議長（氏原嗣志君） 加藤議員。

○4番（加藤 漢君） ありがとうございます。ぜひ業者さんと意見交換をしながら御対応していただきたいと思います。治療はもとより、健康管理として非常に大事な病院食でありますし、1日の楽しみでもありますので、ぜひ工夫をしながら検討を重ねていただきたいと思います。

もう一つ、これも同じような趣旨になるんですけども、デジタル社会への対応ということで、改正の条例議案でございますが、少し心配してますのはサイバー攻撃ですね。医療機関に対するランサムウェアなどの身の代金要求型のコンピューターウイルスなんかが対岸の火事じゃないような危機感もお持ちで対応を検討されてらっしゃるんじゃないかと思えますけど、今病院内でどういう議論をされていらっしゃいますでしょうか。

○議長（氏原嗣志君） 山本企業長。

○企業長（山本 治君） どの病院もかなり気をつけられてると思うんですが、うちのほうも基本的には電子カルテのシステム自体は外部から切り離されてるんで、直接は来ないはずなんです。ただ、いろんなファイル自体に紛れ込むであるとか、感染のリスクっていうのはどうしてもありますんで、基本的にファイルの授受は自由にはできないように専用のシステムが入っていますが、恐らくどの病院も一定の対策はしている中でああいふ事例が出てきていると思いますので、私どもとしてはその注意と、感染したとしても一定のところまでのバックアップが常にあるような形が取れないかとかについて担当部署で検討しております。

○議長（氏原嗣志君） 宮村調整監。

○統括調整監兼事務局長（宮村一郎君） 先ほど加藤議員の言われたサイバー攻撃に対しての保険についても、今現在担当部署のほうで加入について検討し、予算が必要になりますので、それについても協議しているところでございます。

○議長（氏原嗣志君） 加藤議員。

○4番（加藤 漢君） 分かりました。交通事故みたいなもので、いくらこちらが気をつけていても万が一ということがあり得ると思いますので、今お聞きして、非常に危機感を持って対応も保険も検討されてらっしゃるということで、また引き続き御対応よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（氏原嗣志君） ほかにございませんか。

野町議員。

○12番（野町雅樹君） 1つ前の中根議員あるいは坂本議員の質問と少し重なるところもあるんですが、私も、定年延長の制度に関して、県に準じてこちらもやっていくということですけども、定年延長制度で65歳、医師はまた違うかもしれませんが、制度的には進んでいるという事ですが、先ほどの中根議員に対する答えで山本企業長のほうか

ら、新規採用については毎年計画的にやっていくということですので、安堵しています。御承知のとおり、郡部の病院あるいは小規模な病院に関しては、現在医師も看護師も再雇用で何とか成り立っているという状況です。医療センターの現状として、定年者の再雇用率や、例えば郡部の病院に多くみられるような職員の年齢構成のいびつさ、ベテランが非常に多くて新規採用がすごく少ないなどの現状というのがどういうふうになってるのか状況を教えてください。

○議長（氏原嗣志君） 山本企業長。

○企業長（山本 治君） すいません、再任用率が何%かという情報は今持ってないですが、うちの病院で再任用される方はそれほど多くないです。逆に定年までいかに途中で退職という方も多くおいでます。毎年、例えば看護師さんは700人いますが、再任用はひと桁という状況でございます。

○議長（氏原嗣志君） 野町議員。

○12番（野町雅樹君） 分かりました。私も関係者が入院したり、身内が職員であったりもするものですから、若い看護師さんがたくさんいらっしゃるというのは実感をおるわけですが、今後65歳までの制度になっていって新陳代謝が進まないということになると将来的な懸念もありますので、新規採用枠というのはしっかり確保していただいて、計画的な新人の確保等々をお願いします。

そこで、冒頭の山本企業長の説明の中で、処遇改善が今回10月から3%程度上がるということで、看護師等を含めた幅広い皆さん方に対する処遇改善がなされたということですが、これによる職員さんのモチベーションといいますか、お気持ちは何かつかんでおられますでしょうか。

○議長（氏原嗣志君） 山本企業長。

○企業長（山本 治君） すいません、3%上げるという話はしましたが、実際の支給はまだで、事務処理的には12月の給与で3か月分まとめて支給される予定ということになっております。3%程度の処遇改善をしますということは職員の皆さんには周知していますが、具体的にどういう反応かは聞いておりません。

○議長（氏原嗣志君） 野町議員。

○12番（野町雅樹君） 分かりました。まとめて払われるということは大変楽しみにしてるということだろうと思います。なぜこんなことを聞いたかということ、全体として若い方々の手取りも上がれば、モチベーションも高くなっているだろうと予想もするんですが、併せていわゆる子育て世代あるいは出産、子育て、あるいはイクメンといいますか、男性の育児休業のこととか含めて若い皆さん方、子育て世代の皆さん方をしっかりサポートしていくような職場環境をしっかりと整えていただき、黒字だからということではないですが、そういったこともぜひ意識して、医療センター労働環境がほかの郡部の病院のお手本にもなるんだらうなと思ってる場所もありますので、ぜひお願いしたいです。

最後に、1点だけ、労働環境を改善するという事の中で、夜間の看護のサポート体制みたいな形で外部の方を雇ったりという仕組みがあるというふうに聞いてますけれども、その状況というのはどういうふうになってるんでしょうか。ちょっとお聞きをする中で、ここの病院ではないでしょうけども、思ったような仕事ではないので、早く辞められる方もいるようなことも聞きます。せっかくだと良い制度だと思いますので、その辺の運用がこの病院においてはどういうふうになってるのかっていうのを教えてください。

○議長（氏原嗣志君） 山本企業長。

○企業長（山本 治君） 私どももごく最近始めたところでして、まずコロナの関連で補助的に入っただこうということで始めて、現状は一般病棟にも入れていこうと10月から来ていただくようになっております。ただ、うちに初めて来られる方もいますので、ちょっと想像と違うっていうことで辞められた方がお二人おいでだと思います。その辺は今後しっかりみんなでフォローはしていきますけど、どうしてもそういう部分は一定出るのかなというところは想定をして対応していきたいなと思っております。職員の負担軽減もそうですし、もう一方ではしっかり基準を満たして診療報酬のほうでも頂かなければいけませんので。

○12番（野町雅樹君） ありがとうございます。少し雑多な質問になりましたけれども、要は定年延長制の導入によって、しっかりと新陳代謝がうまくいながら、若い方々がどんどん入ってきて職場環境もしっかりしていると、このことが手本として県下に広がっていくような形にぜひしていただきたいなというのを願いを込めて質問させていただきました。ありがとうございました。

○議長（氏原嗣志君） 西森議員。

○11番（西森雅和君） 補正予算で電気代が1億500万円、またガス代が9,200万円の補正ということなんですけども、そこで教えていただきたいんですけども、今医療センターの中にいろんな店舗が入ってますね。例えばコンビニであったり、コーヒーショップであったり、床屋さんとかもたしかあったと思うんですけども、あと食堂ですね。このあたりの電気代とかガス代の契約というのがどういう形になっているのか。

○議長（氏原嗣志君） 宮村調整監。

○統括調整監兼事務局長（宮村一郎君） 要は目的外使用許可を与えた団体等につきましては、それぞれ個別にメーターを設置しまして、その使用量に応じた料金をいただいております。

○議長（氏原嗣志君） 西森議員。

○11番（西森雅和君） そうすると、医療センターとして電気代、ガス代は当然増えてくる。各契約を結んでるところからはそのメーターに応じた使用料を電気代、ガス代いただいと。教えていただきたいと思ったのは、そこで電気代、ガス代というのが増えてくるわけですね。それをその店舗の皆さんというか、契約を結んでるところから当然増え

た分としてもらうという形になるという考え方でいいのでしょうか。

○議長（氏原嗣志君） 宮村調整監。

○統括調整監兼事務局長（宮村一郎君） そのとおりでございます。

○議長（氏原嗣志君） 西森議員。

○11番（西森雅和君） 分かりました。そうすると、なかなか店舗とかで入ってる方も電気代、ガス代が非常に増えてしまうというところがあるんだなということが分かりました。

それと、資料で教えていただきたいと思ったのが、13ページと14ページに年の延べ入院患者数っていうのがそれぞれ年度ごとに出てますが、この違いというのはどうした違いなんでしょうか。13ページと14ページの年の延べ入院患者数が、例えば令和3年であったら病床利用率③のほうは14万811で④のほうは14万9,170とかとなってるんですけど、この違いというのはどういう違いなのか、教えていただければと思います。

○議長（氏原嗣志君） 宮村調整監。

○統括調整監兼事務局長（宮村一郎君） 延べの入院患者が異なるのは、14ページのほうは病院全体の620床に係る延べの入院患者数でございます。13ページの病床利用率は、この少し③の上のところに括弧で小さく一般病床というふうに明記をさせていただいておりますが、いわゆる精神病棟の44床とか、一般病床以外の病床を除いた延べの患者数ですので、ちょっと数字的に差がそこで出てきております。

○11番（西森雅和君） なるほど。分かりました。ありがとうございます。

○議長（氏原嗣志君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（氏原嗣志君） 以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

この際、討論を省略し、直ちに採決に入ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（氏原嗣志君） 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————◇—————◇—————

採 決

○議長（氏原嗣志君） これより採決に入ります。

議第1号令和4年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（氏原嗣志君） ありがとうございます。全員挙手であります。よって、本議案は可決されました。

次に、議第2号高知県・高知市病院企業団個人情報保護に関する法律施行条例議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（氏原嗣志君） ありがとうございます。挙手多数であります。よって、本議案は可決されました。

次に、議第3号地方公務員法の一部を改正する法律の施行による定年延長の制度の導入に伴う高知県・高知市病院企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（氏原嗣志君） ありがとうございます。全員挙手であります。よって、本議案は可決されました。

次に、議第4号令和3年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計決算を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（氏原嗣志君） ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本議案は可決されました。

次に、報第1号令和3年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算の専決処分報告を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（氏原嗣志君） ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本議案は可決されました。

以上をもって今期定例会提出の案件を議了いたしました。

これをもちまして令和4年11月高知県・高知市病院企業団議会定例会を閉会いたします。

お疲れでございました。

午前11時27分 閉会

高知県・高知市病院企業団議会
議長 氏原 嗣志 様

高知県・高知市病院企業団
企業長 山本 治

議案の提出について

令和4年11月高知県・高知市病院企業団議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり提出します。

- 議第1号 令和4年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算
- 議第2号 高知県・高知市病院企業団個人情報保護に関する法律施行条例議案
- 議第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行による定年延長の制度の導入に伴う高知県・高知市病院企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 議第4号 令和3年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計決算
- 報第1号 令和3年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算の専決処分報告

4 高病企議第 9 号
令和 4 年 11 月 28 日

高知県・高知市病院企業団企業長 山本 治 様

高知県・高知市病院企業団議会議長 氏原 嗣志

会議の結果について（報告）

地方自治法第123条第4項の規定により、令和 4 年 11 月 高知県・高知市病院企業団議会議定例会の会議の結果を別紙のとおり報告します。

会 議 の 結 果

1 開会

令和4年11月28日（月）

2 閉会

令和4年11月28日（月）

3 会期

1日間

4 議員の出欠状況

| 月 日（曜日） | 出席人員 | 欠席人員 | 備考 |
|-----------|------|------|----|
| 11月28日（月） | 14人 | 0人 | |

5 議決件数

5件

6 議決の状況

原案可決 3件

認 定 1件

承 認 1件

7 地方自治法第99条の規定による意見書議案

なし

8 会議録写し

作成次第送付する

9 議案

別添のとおり

4 高病企議第 9 号
令和 4 年 11 月 28 日

高知県・高知市病院企業団企業長 山本 治 様

高知県・高知市病院企業団議会議長 氏原 嗣志

議決議案について

このことについて、令和 4 年 11 月 高知県・高知市病院企業団議会定例会の 11 月 28 日の
会議において、別紙のとおり議決されたので通知します。

令和4年11月高知県・高知市病院企業団議会定例会議決一覧表

| 事件の 番号 | 件 名 | 議決 結果 | 議決 年月日 |
|-----------|--|----------|-----------|
| 議第1号 | 令和4年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算 | 原案 可決 | 4.11.28 |
| 議第2号 | 高知県・高知市病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例議案 | 原案 可決 | 4.11.28 |
| 議第3号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行による定年延長の制度の導入に伴う高知県・高知市病院企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例議案 | 原案 可決 | 4.11.28 |
| 議第4号 | 令和3年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計決算 | 原案 認定 | 4.11.28 |
| 報第1号 | 令和3年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算の専決処分報告 | 原案 承認 | 4.11.28 |